

# 公益財団法人 細胞科学研究財団

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成 25 年 2 月改定  
平成 27 年 4 月 1 日改定  
令和 2 年 6 月 6 日改定

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人細胞科学研究財団（以下「この法人」という。）の定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称いかんを問わず、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

- 第 3 条 この法人は、役員に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 2 評議員には、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
  - 3 監事には、監査にかかる職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。
  - 4 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。
  - 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、役員及び評議員は第 4 条に定める報酬を辞退することができる。

### (報酬額)

- 第4条 役員及び評議員に対する報酬額は、年間報酬総額 300 万円を超えない範囲とする。
- 2 役員及び評議員に対する報酬額は、理事会又は評議員会の出席につき、1 人 1 回当たり 15,000 円（源泉徴収税額控除後の額）とする。
- 3 監事に対する報酬額は、第2項以外の職務執行の対価として、(別表)「監事に対する報酬額」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 役員及び評議員に対する報酬額は、月初からその月の末日までの間における出席日数により計算した総額を翌月末日までに支払うものとする。
- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこともできる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

- 第7条 この法人はこの規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

- 第8条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年6月6日から施行する。

(別表) 監事に対する報酬額

	単位	上限
監査報告書作成業務	回	5 万円 (源泉徴収税額控除後の額)
監査業務	回	3 万円 (源泉徴収税額控除後の額)